

指定後の提出書類(37条)

以下の実施状況報告書等のご提出後、県が審査の上「**認定書**」を発行します。
税制の特例を受けるには、確定申告の際にこの「**認定書**」が必要です。

決算月の翌月 23 日 までに市町村へ提出する書類【認定書発行に必須】

① **実施状況報告書** (決算月の翌月1日以降に作成)

② **償却資産明細書** 又は **固定資産台帳** の写し

③ **写真台帳**

※ ①—設備の記載順は、②の償却資産明細書の記載順と同様としてください。

②—対象設備を蛍光ペンで塗り、余白に報告書記載の設備No.を記載してください。

—償却額は、暫定額で結構です。ただし、取得額は必ず確定額を記載してください。

—圧縮記帳している場合は、圧縮前の取得額も記載してください。

—県HP(ホームページ)に掲載している様式を用いる場合は、誓約書を添付が必要です。

③—写真の掲載順は、①の実施状況報告書の記載順と同様としてください。

事業年度終了後4か月以内に市町村へ提出する書類【認定書発行に必須】

④ **法人事業概況説明書** 又は **事業報告書**

⑤ **貸借対照表**

⑥ **損益計算書**

計画内容を変更する場合に市町村へ提出する書類【該当する場合、提出必須】

○ **変更届**

※ 変更があった事業年度内の変更が必要です。(提出期限:**決算月の15日**まで)

※ 設備名称、取得価額又は同一事業年度内での取得日の変更など軽微な変更の場合は、届出の必要はありません。

◇ 以上の報告書等を提出しない場合、指定取消を公表することがありますので、ご注意ください。

◇ 報告書等の様式は、以下からダウンロードできます。

県HP>震災復興>なりわいの再生>産業再生特区による税制優遇について>様式及び記載例

◇ **地方税の減免について**

指定書(認定書)を交付されただけでは、固定資産税、事業税及び不動産取得税が減免とはなりません。(減免申請の詳細については、固定資産税は各市町村の窓口へ、事業税及び不動産取得税は県振興局の県税窓口へ確認願います。)